

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡上市	六ノ里集落協定	令和2年12月3日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	63.3 ha
-----------	---------

以下の項目については、別添集落戦略を参照

2 対象地区の課題

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(参考) 中心経営体

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

(参考) 農地の貸付け等の意向

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
○	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
	他の協定との広域化を考えたい
	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
	その他（自由記載）

2-4 今後の対策の具体的内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

①	畑ヶ谷用水・・・牛道川取水口から畑ヶ谷棚田までの用水路（導水）改修 畑ヶ谷棚田地内の用水路改修
②	橋詰用水・・・牛道川取水口からの導水路部分の用水路改修 耕作地内の用水路改修
③	三ヶ村・・・三ヶ村棚田地内の農道及び排水路改修

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
○	農地所有適格法人が支援する【具体名：おくみの農援隊】
	J Aが支援する【具体名：】
	集落営農組織が支援する【具体名：】
○	農業者が支援する【具体名：農地管理者1名、六ノ里棚田米生産組合】
○	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
	その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。